

京都市立病院整備運営事業
「入札説明書」に関する質問

No	ページ	該当箇所					タイトル	質問	回答
		本文							
		第1	1	(1)	ア	(ア)			
1	11	3	4	1	カ	エ	調達業務にあたる者	調達業務に当たる者の要件は、「平成15年以降に1年以上の医薬品、診療材料の調達業務の実績を有していること」となっておりますので、医療機器及び関連備品の調達業務にあたるものは、構成員又は主要協力企業に入れる必要がなく、且つ第23号様式の調達業務実績調書の提出も求められていないという認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	11	3	4	1	カ	エ	調達業務にあたる者	「調達業務に当たる者が複数の場合には、すべての者が当該要件を満たしていること」すなわち、すべての者が1年以上の医薬品、診療材料の調達業務の実績を有していることが求められておりますので、主要協力企業に含まれる調達業務を担当する者とは、調達業務のうち、医薬品、診療材料の調達業務にあたる者、との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	11	3	4	1	カ	エ	調達業務にあたる者	「調達業務に当たる者は、平成15年度以降に1年以上の医薬品、診療材料の調達業務の実績を有していること」とありますが、1社で医薬品且つ診療材料両方の調達業務の実績を有している必要があるのでしょうか。医薬品、診療材料のどちらかの実績があれば要件を満たすのでしょうか。	医薬品と診療材料の調達業務に当たる者が別の場合には、医薬品の調達業務に当たる者は医薬品の調達業務の実績を、診療材料の調達業務に当たる者は診療材料の調達業務の実績をそれぞれ有している必要があります。また、1社で医薬品及び診療材料の調達業務に当たる場合には、両方の実績が必要です。
4	16	3	5	4	ウ		施設見学会 参加申込	入札説明書に関する想定質問回答No.19では、「入札参加グループごと一括して実施することを基本」とありますが、参加申込み(第6号様式)では、個別企業ごとに申込みをするようになっております。この際、グループごと一括して実施するのであれば、見学希望場所もグループ内各社で合わせる必要があるのでしょうか。	施設見学会は、グループごと一括して実施しますので、見学希望場所についても、グループ間各社で合わせていただくようお願いいたします。
5	16	3	5	4			施設見学会の参加者	入札参加表明の手続きを行った者を対象に施設見学会を開催することですが、入札参加表明を行うのは代表企業、構成員、主要協力企業のみであり、それ以外で個別業務を担当する想定の協力企業候補は施設見学会には参加出来ないのでしょうか。 もし、代表企業、構成員、主要協力企業のみを施設見学会の参加者と想定されておられる場合は、民間のノウハウ活用や質の高い提案の観点から参加表明を行わない協力企業にも施設見学の機会を提供して下さいますようお願い致します。	参加表明書(第10号様式)に記載している企業以外で、協力企業として参加することを予定している企業が施設見学会への参加を希望する場合、代表者が提出する施設見学会参加申込書(第6号様式)の「所属/参加者氏名」欄に、会社名・所属・参加者氏名を記載のうえ、協力企業である旨を明示してください。